

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数の改善が不可欠である。

給特法等の改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は令和10年度までに35人に引き下げられる。今後は、高等学校における早期実施とともに、きめ細かな教育活動を進めるため、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

また、学校における働き方改革は、市教育委員会が作成する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき進められるが、「学校と教師の業務の3分類」にかかわらず、業務の外部移行・委託を進めるためには、国による自治体への財政措置等が不可欠である。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあり、自治体間で教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として教職員の定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度を堅持し、さらには国庫負担率2分の1へ復元することが望まれる。

よって、政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 学校の働き方改革及び長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 宛て（各通）
文部科学大臣
衆参両院議長

水戸市議会議員 袴塚孝雄